

# 令和8年度 事業計画

## くるみ園指定相談支援事業所

### 1 目的

主に、知的障害児・発達障害児（以下「利用児」という）及びその家族に対し、利用児と家族の子育てに関する不安を少なくし、将来自立した社会生活を営むことができるよう、ニーズの整理及び情報の提供、障害児支援利用計画・サービス利用計画作成、サービスの調整等の適切な相談支援を行うことを目的とする。

### 2 基本方針

- ①発達相談を通して子育てを支援できるよう、障害の有無にとらわれず家族の不安と悩みを受け入れ、子ども取り巻く環境に十分配慮する。
- ②利用児のニーズを把握及び整理し、子どもの発達、障害の程度や心身の状況、又は置かれている環境等に配慮しながら、「子どもの最善の利益」を念頭に置き、障害児支援利用計画・サービス利用計画を作成し、必要なフォーマル・インフォーマルサービスを繋ぐ支援を行うとともに、そのサービスの調整を図る。
- ③困難事例を通して見えてくる課題を整理し、地域自立支援協議会への提言を行い、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- ④児童発達支援センターくるみ園と協働しながら中核機能の役割の一つである地域の発達支援の入り口機能としての責任を果たす為、子ども家庭センター等との連携強化に努める。
- ⑤子どもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、子どものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な相談支援を提供する。  
子どもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障がいが生じる場合があることを理解した上で相談支援を提供するとともに、子ども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援を行う。
- ⑥家族支援にあたっては、子どもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上に繋がるよう取り組んでいく。家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援を行う。

### 3 重点目標

- ① 相談支援の質の向上
  - イ 相談員の面接技法等の向上により、利用児・保護者のニーズを的確に把握する。
  - ロ ニーズに沿ったサービスを提供し、またモニタリングを行うことにより検証を図る。
- ②苦情解決窓口の充実と対応
  - イ 苦情解決窓口の設置により利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
  - ロ 利用児・保護者等からの苦情に関して市町が行う調査に協力し、助言に従って必要な改善を行う。

### ③虐待の防止

- イ 利用児等に対しての虐待、拘束等について防止する。
- ロ 児童虐待防止法及び障害者虐待防止法の定義に基づき虐待を発見した場合には、速やかに市町に通報する。

### ④関係機関やサービス提供事業所との連携

各関係機関と適時連絡を取り合うことにより連携を密にしていく。

(各関係機関：市町、障害福祉サービス事業所、保健医療機関、保育園・幼稚園・学校、児童相談所等)

### ⑤緊急時の対応

利用児の緊急時は利用児連絡先一覧表の連絡先を活用し、緊急時対応マニュアルに沿って適切に対応するよう努める。

(主治医や医療機関への連絡・搬送、家族・関係事業所・行政等への連絡)

## 4 従業者の努力目標

- ①研修会等への積極的な参加と自己研鑽に努め、専門職としての資質の向上に努める。
- ②利用児や家族、地域、又は各関係機関との信頼関係を深める。
- ③利用児の家族機能の健全化を図ることにより、地域での生活の基盤づくりに努める。
- ④協調の精神と和（チームワーク）を大切にし、法人職員間の連携を密にする。
- ⑤くるみ園職員を含む法人職員さらに地域の関係機関に、障害児支援利用計画・サービス等利用計画作成の意義を説明し、理解と協力を求める。
- ⑥本人及び家族をエンパワメントに導く支援を前提に、相談援助を行う。

## 5 指定相談支援事業の内容

### ①指定特定相談支援事業

サービス利用支援： 障害福祉サービスを利用しようとする方に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。

継続サービス利用支援： 定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

### ②障害児相談支援事業

障害児支援利用援助： 障害児通所支援を利用しようとする方に対して、障害児支援利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。

継続障害児支援利用援助： 定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

### ③基本相談

相談支援事業所の本来の業務として最も重要である基本相談に重きを置く上で、全ての発達に不安をかかえる子どもとその家族に対し、適切な基本的な相談支援を行う。